

令和3年度
社会福祉法人佐伯さつき会事業計画

はじめに

私達社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、質の高い福祉サービスを提供するとともに、社会貢献や地域福祉の人材育成など、社会的な重責を担っています。

法人の運営に当たっては、社会的な信頼に応え得る公正で倫理的な経営に向けて、法令順守（コンプライアンス）や情報公開による透明性の確保、経営基盤の強化、効率的で適正な事務処理、地域で求められる福祉サービスの確実な提供、その資の向上について、大きな期待が寄せられています。

このことから、法人の理念と目標、基本方針に基づき、次により法人経営及び事業所の運営に取り組みます。

○理念と目標

- 1 自立支援と生活の質の向上をケアの基本とします。
- 2 知識と技術を習熟し、安全・安心・良質の介護と福祉を提供します。
- 3 いつも笑顔で、福祉の心「愛と思いやり」を大切にします。
- 4 利用者から愛され、地域から信頼される施設をめざします。

○基本方針

法人の使命である「地域でいつまでも安心して暮らせるための施設（法人）」を目指した事業運営を行います。

○重点事項

- I 社会福祉法に基づく法人運営
- II 科学的ケアの実践と介護・福祉サービスの向上
- III 介護人材の育成と確保（質の高い人材の育成、処遇向上）
- IV 職場環境の改善と円滑な運営

I 社会福祉法に基づく法人運営

1 理事会、評議員会、監査

理事会は「業務執行機関」、評議員会は「議決機関」に位置づけられ、それぞれの職責と権限が明確化されています。法人経営・事業運営に関わる情報提供を積極的に行い、健全な法人経営・事業運営に努めます。重要案件については、理事会で十分な検討を行い、評議員会に諮ることとします。

また、監事には、独立した立場（権限）の中で、法人全般の監査をお願いすることとします。

本年度の理事会・評議員会・監査の定例会は、次のとおりとします。

理事会 年4回（6月・9月・12月・3月）

評議員会 定時評議員会（6月）、必要に応じて、随時開催することとします。

監査 定例監査（決算監査・中間監査）

また、必要に応じて、随時開催することとします。

2 評議員選任・解任委員会

評議員の選任及び解任について、審議します。又評議員に欠員が生じた場合にも開催します。評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名で構成します。

3 苦情解決第三者委員会

利用者や家族からの苦情（要望）、介護事故などについて、苦情受付担当者及び苦情解決責任者から対応や改善策の報告を受け、必要に応じて解決策や防止策の助言・指導等を受けます。会議は、年2回（9月・3月）開催します。

4 特別養護老人ホーム入所検討委員会（さいき・四季が丘）

「特別養護老人ホーム入所に関する指針」により設置された合議制の委員会で、入所申込者の入所の決定を行います。委員会は、外部委員及び施設長、生活相談員、介護職員、看護職員等で構成し、年3回程度開催します。

5 グループホーム運営推進会議（ゆうわ）

グループホームが提供するサービス内容について、利用者（家族）や地域の代表者などに明らかにして、要望、助言等を聴く機会を設けることにより、地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上を確保するものです。

会議は、利用者（家族）、地域の代表者（町内会役員、民生委員、地域福祉推進員など）、市職員又は地域包括支援センターの職員で構成し、2か月に1回開催します。

6 よしわせせらぎ園（地域密着型通所介護）運営推進会議

事業所が提供するサービス内容について、利用者（家族）や地域の代表者などに明らかにして、要望、助言等を聴く機会を設けることにより、地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上を確保するものです。

会議は、利用者（家族）、地域の代表者（町内会役員、民生委員、地域福祉推進員など）、市職員又は地域包括支援センターの職員で構成し、年2回開催します。

7 四季が丘せせらぎ園介護・医療連携推進会議

事業所が提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて、提供状況等を報告し、推進会議による評価を受けるとともに、推進会議から必要な要望、助言等の機会としています。

推進会議は、利用者（家族）、地域の代表者、医療関係者、市職員又は地域包括支援センターの職員で構成し、年2回開催します。

8 内部会議（委員会）

（1）経営会議

経営会議は毎月1回（原則、第1月曜日の午前）理事長及び各施設の施設長、所長、総務課長で開催します。各施設での状況及び重要案件について協議を行い、必要な場合は幹部会議で意見を求めます。

（2）幹部会議

法人経営・事業所運営の状況把握、課題の整理等を行うため、毎月1回（原則、第2金曜日の午前）、課長職以上の職員で開催します。重要な案件については、理事長に報告し指示を受けます。

また、施設内で緊急事態が発生した場合の対策などを整備するため、「危機管理委員会」を幹部会議の中に併設します。

（3）代表者会議

各部署の業務及び運営の方針について連絡調整を行うため、毎月1回施設長、所長、課長、係長、ユニットリーダー等で開催します。

（4）業務会議

各課の職員で構成し、日常的な業務及び運営について連絡調整を図ります。概ね月1回開催します。

（5）感染対策委員会

感染症の発生及びまん延に関する取組の徹底を行うため、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）を実施します。

新型コロナウイルス、インフルエンザ、食中毒、ノロウイルス対策などの予防対策や対応策を介護職員、看護職員、栄養士などで検討し、感染症などの予防に努めます。

（年12回開催）

（6）褥瘡防止委員会

褥瘡の予防対策や課題分析・対応策の検討を行い、安心してサービスを利用できる環境を整備します。各事業所の介護職員、看護職員、栄養士などで構成します。（年5回開催）

（7）防災・労災・安全衛生委員会

火災や土砂災害、地震などの災害対策や労働災害事故防止、安全衛生対策、交通安

全対策の検討を行い、災害・事故防止に努めます。(年3～5回開催)

(8) 介護技術向上委員会

介護技術の向上について、調査研究を行います。(年12回開催)

(9) 個人情報保護委員会

法人の情報開示、個人情報の保護などについて、検討を行い、守秘義務の徹底を図ります。(年2回開催)

(10) 事故防止委員会

介護事故やヒヤリハットの情報収集と分析を行い、介護事故防止の対策を講じます。(年12回開催)

また、各事業所(課)でも事故防止対策会議を随時行います。

(11) 地域交流(ボランティア)委員会

事業所(施設)ごとに、地域交流の推進やボランティアの受け入れ・育成について、検討を行い、利用者の社会参加を促します。

(12) 食事改善委員会

食事の安全安心対策、普通食や介護食の研究、低栄養対策など、食事に関する課題を検討し、安全で美味しい食事提供を行います。委員会は、栄養士、調理員、介護職員、看護職員、生活相談員等で構成し、年4回開催します。

(13) 身体的拘束等適正化検討委員会

「身体的拘束適正化のための指針」に基づき、抑制防止対策や虐待防止策、人権研修などの検討を行い、介護技術の向上による「身体拘束ゼロ」を目指します。(年4回開催)

(14) 看取り委員会

看取り介護について、「看取り介護に関する指針」に基づく職員研修を行い、利用者・家族が安心して、また職員も充実した看取り介護ができる環境を整備します。

(年4回開催)

9 事業所運営

各事業所の運営は、法人の「理念と目標」に基づき、基本方針にある「地域でいつまでも安心して暮らせるための施設(法人)」を目指した事業運営を行います。

また、各事業所の安定した運営のため稼働率を上げ、事業所の現状を評価して、今後のあるべき姿(目標)の達成のため、中長期計画を策定し、事業展開、家族や地域との連携や人材育成を計画的に進めます。

さいきせせらぎ園

(1) 特別養護老人ホーム

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が利用する施設です。原則、要介護3

以上の方が対象となります。施設では、処遇に関する計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介助、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。

平成27年4月1日以降、特別養護老人ホームの入所は、原則要介護3以上となりました。ただし要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により「特例入所」での受け入れを決定する事があります。特例入所の判断にあたっては、透明かつ公平な運用を図る観点から、具体的な要件や判定手続きについては指針をもとに行いません。手続きは、施設から市町へ意見を求め、市町からの意見書により決定します。

介護サービス利用時の自己負担割合は所得階層により1割・2割・3割となります。

定員：70名

目標稼働率：95.0%

[重点的取り組み]

- ・新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ等感染症発生時のマニュアルの再整備を行い円滑な業務運営を図ります。
- ・看護職員・介護職員を感染症対策研修等に参加させ知識の習熟と演習等を行い、課内での感染症に対する周知徹底を図ります。
- ・地域内外の居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、病院等と情報交換・連携を図り在宅生活が困難な地域住民の施設入所支援を行います。
- ・看取りの充実を図るため、介護職員は喀痰吸引研修に参加します。
- ・認知症の理解と対応技術向上のため、認知症介護実践者リーダー研修、認知症実践者研修、認知症介護基礎研修を受講します。
- ・せせらぎ通信は、月の行事や誕生日会の写真、利用者様一人ひとりのスナップ写真等同封して近況をご家族に伝えます。
- ・職員研修はインターネットによるオンライン研修を利用して、内容の充実を図ります。
- ・インターネット環境を充実させ、タブレットによる家族面会が円滑に行えるようにします。
- ・課内で計画を立て、コロナ感染の状況を配慮した園内での行事、(花見、お茶会、七夕、クリスマス、正月会、節分)等を行い、季節感を感じて頂きます。

(2) 短期入所生活介護事業所 (ショートステイ)

家族が病気等の理由により、在宅介護が一時的に困難になった要支援・要介護状態の人を一時的に預かり、入浴、排せつ、食事等の介助その他の日常生活上の世話を行い、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

定員：10名

目標稼働率：80.0%

[重点的取り組み]

- ・新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ等感染対策に重点を置き、看護職員、介護職員を感染対策研修に参加させ演習を通して技術の向上を図ります。
- ・ショートステイ長期利用者の円滑な特養入所を支援します。
- ・在宅高齢者を介護する家族の介護負担の軽減（小休止、休息）を図ります。
- ・虐待や緊急利用の事案にも即座に対応します。
- ・地域内外の居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、病院等と連携を図り、柔軟に短期入所の受入を行います。

(3) 通所介護事業所（デイサービスセンター）

要介護状態となった場合に、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものです。

通所介護施設で、食事や入浴、機能訓練などの支援を日帰りで行います。

定員：20名（昨年度25名）

目標稼働率：75%

[重点的取り組み]

- ・独自のパンフレットを作成し、本人、家族が安心して利用ができるよう、契約時等にきめ細やかな説明を行う。
- ・パンフレットを活用して、居宅介護支援事業所や地域住民にデイサービスの説明を行い、利用者確保に努めます。
- ・認知症の方が安心して在宅生活が続けられるよう支援するため、認知症介護研修を受講して、認知症対応力の向上を図る。

(4) 居宅介護支援事業所

在宅介護の相談業務を行います。介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護保サービスを受けるための「要介護（要支援）認定」の申請代行や居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、利用者がサービスを利用できるよう、サービス事業者との調整を行います。

利用（見込み）者 110名

[重点的取り組み]

- ・今年度の介護報酬改定の基本的考え方である、感染症や災害への対応力強化により「感染症や災害が起きてもサービスが継続できる」事を目指し、感染症に対する知識の習得や、平常時から災害時に備えるためのシートの作成（災害時リスク・アセスメントシート）に着手し、発災時に備えておくことができるよう整備

していきます。

(5) 訪問介護事業所（ホームヘルプサービス）

介護状態となった場合に、訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、入浴や排せつ、食事などの身体介護や、調理、洗濯などの生活支援を行います。

利用（見込み）者 39名（年間延べ訪問回数3,147回）

[重点的取り組み]

- ・認知症利用者が安心して在宅生活が続けられるように支援するため、認知症研修を受講して対応力向上を図ります。

(6) 養護老人ホーム

環境上の理由や経済的な理由などにより、居宅での生活が困難な65歳以上の人が、老人福祉法による市町村の措置により入所する施設です。

施設で要介護状態となった場合は、「特定施設入居者生活介護サービス」により、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の支援を受けることができます。

定員：60名（うち特定施設入居者生活介護定員：21名）

目標稼働率：99.0%

[重点的取り組み]

- ・感染症予防対策により、地域行事への参加が制限された場合でも、入居者の感染予防と生きがいという両面の観点を考慮した取り組みを行います。生活や健康の維持のために、室内外で園芸クラブ、喫茶等の各種クラブ活動等を継続して行い入居者間の交流（つながり）を深めていきます。また園内での散歩等を進めて行くことにより、運動不足の解消も進めていきます。
- ・入所者自ら意思決定することができるよう支援し、任意後見制度の活用も促進します。身元引受人が存在しない入所者を対象に、将来判断能力が不十分となったときの入院手術時の保証人引受、死亡時の身柄の引き取り、未払債務の清算等を円滑に行うため、契約可能な入所者へ任意後見制度の活用を勧めて行きます。
- ・畳の居室をフローリングに改修して生活環境を整え、自立した生活が送れるよう支援します。

(7) ケアハウス

60歳以上で身体機能の低下している方や、原則、自炊ができない程度ではあるが、日常生活の維持が可能な方が利用（入所）する施設です。

食事と入浴は、時間と場所が決まっていますが、その他の時間は、各自自由に過ごせます。

定員：15名

目標稼働率：100.0%

[重点的取り組み]

- ・通院や買い物に付き添う等の支援の一部を外部の公的サービス（ファミリー・サポート事業）等を活用し、入居者にはより自立した生活を送っていただくことを推進していきます。
- ・感染症予防対策により、外出制限となった場合でも、園内での散歩等を進めて行き、入居者間の交流、運動不足の解消も進めていきます。

(8) 配食サービス事業（委託事業）

日常の食生活が困難な独り暮らし高齢者等に栄養バランスのとれた「せせらぎ弁当」を配食する事業で、これに併せて安否確認も行います。必要な方にもれなくサービスが行き届くよう、委託元の市と協力して実施しています。

食事内容 原則、夕食用とし、主食と副食のセット又は副食のみです。

配食日 毎週火・水・木曜日／週3日

利用（見込み）者 23名（年間延べ2,464食）

利用料（1食当たり）540円

よしわせせらぎ園

(1) 地域密着型通所介護事業所（地域密着型デイサービスセンター）

要介護状態となった場合に、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものです。

通所介護施設で、食事や入浴、機能訓練などの支援を日帰りで行います。

定員：10名

目標稼働率：75.0%

[重点的取り組み]

- ・利用者様の要望、心身の状況に応じて機能訓練として創作活動や音楽活動、調理などを計画し、達成感を味わうことで利用者の心身機能の維持に努めます。
- ・デイサービスの内容、取り組みをご家族や地域に発信、アピールすることにより新規利用を獲得し稼働率の安定を目指します。定期的に広報誌を作成し地域、商店、また吉和診療所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、吉和支所など関係機関へ情報提供を行います。
- ・独居の方が多いという地域特性は変わらずあり、引き続き地域包括支援センターや行政、医療機関、社会福祉協議会、「NPO 法人ほっと吉和」などと連携を図り、地域唯一の介護保険サービス事業所としてご利用様が安心して生活できるよう支援します。

(2) 地域包括支援センターランチよしわ

地域の高齢者の心身の健康、保健、医療、福祉の向上、在宅生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中核機関である地域包括支援センターさいきの地域窓口としての役割（総合相談支援事業、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント業務）を担う事業です。

目標実態把握：60名

[重点的取り組み]

- ・地域の実態把握を行う。
- ・地域の相談窓口としての役割を担う。

ゆうわせせらぎ園

(1) グループホーム（認知症対応型共同生活介護施設）

共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介助その他の日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

定員：18名（9名×2ユニット、全室個室）

目標稼働率：97.0% 1日平均 17.5名

[重点的取り組み]

- ・運動やレクリエーション等のプログラムを個別に考え、散歩や買い物などの外出の機会を増やし、日常生活が活性できるよう支援します。
- ・コロナ終息後は、地域行事へ積極的に参加し、交流に取り組みます。
- ・多様な相談に対応するため、介護保険制度について精通し、行政や関連事業者等から必要な情報を収集して知識向上に努めます。

(2) 短期入所生活介護事業所（ショートステイ）

家族が病気等の理由により、在宅介護が一時的に困難になった要支援・要介護状態の人を一時的に預かり、入浴、排せつ、食事等の介助その他の日常生活上の世話をを行い、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

定員：20名（10名×2ユニット、全室個室）

目標稼働率：85.0% 1日平均 17名

[重点的取り組み]

- ・施設内での生活・介護の際には、最大限の緊張感をもって感染予防に努めます。感染リスクの少ない状態での面会など、新しい生活様式を取り入れます。
- ・施設内での様子や日常生活について、外部の関係者に知っていただく機会や方法を模索します。
- ・在宅介護の負担を軽減するため、緊急な利用や虐待等の事案に対し、法人内の短期入所生活介護事業所と連携し、迅速な対応をします。
- ・ユニットケアの事業所特徴を積極的に活用するため、ユニットリーダー研修等に参加して、専門的な知識・技術を有する職員を育成します。

- ・稼働率低下対策の一環として、事業所の特性、生活の様子、空床状況などを記載した情報「たより」を定期的に作成して、利用者家族・相談者・ケアマネジャーなどに配布し利用者増加に努めます。

(3) 通所介護事業所（デイサービスセンター）

要介護状態となった場合に、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものです。

通所介護施設で、食事や入浴、機能訓練などの支援を日帰りで行います。

定員：20名

目標稼働率：77.0% 1日平均 15.5名

[重点的取り組み]

- ・個々の利用者の目標やニーズに添った機能訓練を通した生活リハビリ（機能訓練や体操・創作活動など）を行い、心身の維持改善を図ります。
- ・重度化した利用者も可能な限り受け入れを行い、本人や家族の意向に沿ったサービスを提供します。
- ・目標稼働率は令和2年度より2%（1日平均0.5名）引き上げます。そのため旧廿日市市・湯来町・佐伯町の居宅介護支援事業に、情報「たより」を定期的に配布し、利用者増加を目指します。
- ・職員は常に明るく丁寧な対応を心がけ、事業所のイメージアップを図ります。

四季が丘せせらぎ園

(1) 特別養護老人ホーム

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が利用する施設です。原則、要介護3以上の人が対象となります。施設では、処遇に関する計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介助、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるように支援します。

介護サービス利用時の自己負担割合は、所得の階層により1割・2割・3割となります。

定員：60名（10名×6ユニット 全室個室）

目標稼働率：98.0%

[重点的取り組み]

- ・入居待機者の待機期間を短縮し、スムーズな入居に繋がります。
- ・24時間シートの活用により、一人ひとりの個性と生活リズムを尊重した個別ケ

アを行います。

- ・利用者の生活の質の向上を目指し、地域の幼稚園、小中学校、老人クラブ、コミュニティとの交流や、イベント参加などを積極的に行います。
- ・利用者の家族が中心となって運営する家族会の設立により入居者、家族と職員の関係をより一層深めます。
- ・利用者が望む終末が迎えられるよう看取り介護等の環境整備を行います。

(2) 短期入所生活介護事業所（ショートステイ）

家族が病気等の理由により、在宅介護が一時的に困難になった要支援・要介護状態の人を一時的に預かり、入浴、排せつ、食事等の介助その他の日常生活上の世話をを行い、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

定員：20名（10名×2ユニット、全室個室）

目標稼働率：85.0%

[重点的取り組み]

- ・介護技術の向上を図り、個々の利用者に適したケアを提供します。
- ・緊急な利用や虐待等の事案に対して、法人内の他短期入所生活介護事業所と連携し、受け入れをします。
- ・ユニットケアの特徴を生かし、施設においても在宅に近い住環境や生活リズムができるよう、家族との情報交換を密にし、支援を行います。
- ・在宅介護の負担を軽減するため、地域連携を図り、必要時に利用できるよう調整します。
- ・利用者の心身の状況に応じて、計画的に機能訓練等を含めたレクリエーションの充実を図ります。
- ・24時間シートの活用により、一人ひとりの個性と生活リズムを尊重した個別ケアを行います。
- ・利用者の生活の質の向上を目指し、地域の幼稚園、小中学校、老人クラブ、コミュニティとの交流や、イベント参加などを積極的に行います。

(3) 居宅介護支援事業所

在宅介護の相談業務を行います。介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護保険サービスを受けるための「要介護（要支援）認定」の申請代行や居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、利用者がサービスを利用できるよう、サービス事業者との調整を行います。

目標利用者数 38名

[重点的取り組み]

- ・利用者（家族）の意向を尊重しながら、心身の状況、家庭環境を踏まえて、安心感のある暮らしができるようにケアプランを作成します。
- ・サービス事業所、関係機関等との信頼関係を築いてスムーズな協力・連携を図り、

利用者（家族）の意向に沿った支援ができるようにします。

- ・地域包括支援センター主催の事例検討会等の研修会に参加し、ケアマネジャーとして質の向上に努めます。

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

要介護状態となった場合に、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、定期巡回による入浴、排せつ、食事等の介助、日常生活上の対応を行います。また、緊急の際は随時通報を受け、必要に応じて居宅を訪問し、安心してその居宅において生活を送ることができるよう援助を行います。

目標利用者数 月平均15名以上

[重点的取り組み]

- ・介護と看護が連携し、日中夜間を通じて、在宅生活をサポートする事業所であることを、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）や訪問看護事業所、病院ソーシャルワーカー等に紹介し、利用者の増加を目指します。
- ・地域内の訪問看護事業所や訪問介護事業所と連携契約を締結し、効率的な訪問巡回を行います。

II 科学的ケアの実践と介護・福祉サービスの向上

認知症や高い医療ニーズへ適切に対応するため、次のとおり専門的知識の習得、医療的ケア対策を計画します。

1 認知症に対する専門的知識の習得

認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させて行くため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者については、「認知症基礎研修」に参加させます。また、介護現場2年以上の職員は、「認知症介護実践者研修」に、実践研修を修了した職員は、認知症アドバイザーとなるための「認知症介護実践リーダー研修」に参加させます。研修終了後は、認知症介護に関する地域の身近な相談役として活動します。

地域や職域で認知症の人や家族の支援を行うため、「認知症サポーター」養成講座の開催支援をします。他に、キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師役）や認知症サポーター、地域包括支援センターとともに、認知症を正しく理解してもらえる活動に参加します。

2 虐待防止対策

利用者の人権擁護、虐待防止等に対応するため虐待防止対策担当者を定め、委員会の開催、指針の整備を行います。また、身体的拘束等適正化検討委員会とも連携を取り研修を行います。

3 リスクマネジメントの強化

事業所における事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を行うため、事故防止委員会が中心となり事故報告書の作成・周知を行います。また、安全対策担当者を定め、組織的な安全対策体制を整備します。

4 医療的ケア対策

利用者の尊厳を尊重した医療的ケアを推進するため、看取り看護ケアの研修に参加するとともに、外部の専門的知識をもった講師による研修会も開催します。

「喀痰吸引」が実施できる介護職員を養成するため、喀痰吸引研修を受講します。実地研修未修了者については、当法人内で実地研修を行い、資格取得を目指します。また、指導看護師の養成も実施します。

5 成年後見制度等の活用

成年後見制度及び日常生活自立支援事業の説明資料、パンフレット等の資料を活用し、制度の理解と利用を促進します。

Ⅲ 介護人材の育成と確保（質の高い人材の育成、処遇向上）

1 人材育成

質の高いサービスを提供するためには、優秀な人材の育成が重要となります。組織全体の意識改革に取り組むとともに、職員が誇りを持ち、業務に従事できる環境を整備します。また、一定期間の雇用実績がある嘱託職員を正職員として雇用します。

[重点的取り組み]

- ・昨年コロナ禍において導入した「動画配信研修＝ウェブ研修」の視聴率に基づいて見直しを行い、今年度も「動画配信研修＝ウェブ研修」を導入します。今年度はより一層職員の受講手段・機会等の確保に努め、研修受講の環境を向上させます。同時に、職員の研修履歴や研修派遣の管理をすすめ、職員の育成状況を管理職が適切に把握するとともに、職員自身が成長を実感できるような仕組みを整えます。
- ・新人教育プログラムの内容を質量ともに充実し、就業当初から行き届いた人材育成を図ります。
- ・将来の事業所を担う人材育成のため、定期的な職員との面談を通して、職員のレベルに合わせた中長期の人材育成のシステムを構築します。

2 人材の確保（労働環境整備）

少子高齢化が進展する中、介護人材不足は厳しい状況にあり、2025年以降は生産年齢人口の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題

になることが見込まれています。本法人においても、人材が十分に確保できている状況にはなく、引き続き労働環境の整備に努め、職員の定着化を図るとともに、ハローワークを通じた求人や福祉・介護就職フェアや相談会に参加し、人材の確保に努めます。

[具体的な取り組み]

- ・就業規則第14条に定める職員の定年を満63歳に延長します。
- ・「職員資格取得の支援に関する規程」により、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、主任介護支援専門員などの有資格者数を増やします。
- ・「福祉介護人材確保報奨金規程」を職員に周知して、人材の紹介及び情報提供を受けます。
- ・新卒採用のため、地元高校、大学および採用実績のある専門学校への働きかけを積極的に行うとともに、それらの実習生受け入れ体制を継続します。また、新卒職員および若年職員の定着を図るため、エルダー制度等を検討します。
- ・有期雇用職員の職員（正規）転換を積極的に進めるため、昨年度施行した「職員転換制度規程」を周知します。
- ・外国人労働者の受け入れについて調査研究を行います。

3 職員の処遇改善

介護職員の給料アップや、やりがいを持てる職場環境づくりを促進するために、介護報酬に加算される介護職員処遇改善費を、職員処遇改善手当と介護職員等特定処遇改善手当として支給します。

・職員処遇改善手当

正規職員は毎月支給対象者別に給与規程（別表2-1）で定められた額を支給します。労働時間が週30時間以上の非常勤職員と高齢者継続雇用者の介護職員には給与規程（別表2-2）で定められた額を一時金として、年2回（6月、12月）に支給します。

・介護職員等特定処遇改善手当

正規職員は毎月支給対象者別に給与規程（別表3-1）で定められた額を支給します。労働時間が週30時間以上の非常勤職員と高齢者継続雇用者には、毎月支給対象者別に給与規程（別表3-2）で定められた額を支給します。

IV 職場環境の改善と円滑な運営

1 時間外労働の縮減

働き方改革関連法の一つとして、労働基準法の一部が改正され、平成31年4月から時間外労働（残業時間）の上限が適用されました。「時間外及び休日労働に関する協定」（36協定）を締結した場合の上限の原則は、「月45時間、かつ、年間360時間」です。長時間労働は、職員への身体的・精神的な負担が大きく、健康を阻害する要因と

なることから、タイムカードの導入により勤怠管理を客観的に行い、事業所（部署）ごとに業務の効率化を図り、時間外労働の縮減に努めます。

目 標：月 30 時間以内（年間 360 時間以内）

2 職員の健康管理

職員の健康保持増進を図ります。内容の深い健康診断が実施できるよう年 1 回の全職員対象の健康診断は実施種類を、人間ドック、生活習慣病予防検診、集団健康診断（施設での健診）の中から選択できるようにして、費用面も助成を行います。

夜勤職員は通常健康診断以外に、施設で集団健康診断を年 1 回実施します。

腰部に著しい負担がかかる作業に従事する介護職員と調理職員対象に、産業医による腰痛検査を年 2 回実施します。

職員のメンタルヘルス（心の健康づくり）対策として、法人で契約をしている臨床心理士によるカウンセリングを年 12 回実施します。

腰痛や生活習慣病の予防に関する啓発・情報提供を行い、職員が自覚して健康の維持増進を図れるような環境を整えます。

3 ストレスチェック

職員の心理的な負担の程度を把握するため、安全衛生委員会と協力して労働安全衛生法に基づくストレスチェックを年 1 回行い、メンタルヘルス（心の健康づくり）に努めます。

4 自己点検ツールの実施

職場内のコミュニケーションや信頼感・管理職のマネジメントなど、職場の働きやすさを点検するため、広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会の「自己点検ツール」を実施し、魅力ある職場づくりのための改善に取り組みます。

5 福祉サービス第三者評価

よりよい福祉サービスの実現に向けて、公平・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から評価を行う「第三者評価」を受けます。評価結果は公表して、利用者の適切なサービスを選択するための情報提供とします。また結果を元にサービスの質の向上に向けた取組を行います。

令和 3 年度実施事業所 デイサービスセンターゆうわせせらぎ園

6 ICT 導入に向けての研究

介護現場で ICT（情報通信技術）によるパソコンやタブレットでの記録ができるよう、職員を中心とした導入検討を行います。また、介護現場で活用する ICT を使った介護機

器（ウェブカメラなど）の導入に向けての研究も行います。

7 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要な介護サービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築するため、「業務継続計画」（BCP）の策定に取りかかります。

8 災害への対応力強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であり、非常災害対策（計画策定、関係機関との連絡体制の確保、避難等訓練の実施等）を強化していきます。避難等訓練では地域住民の参加が得られるよう地域と連携を深めていきます。

9 ボランティア

施設利用者が地域の多くの人達と交流し、より日常生活が豊かになるよう、地域で活動するボランティアを積極的に受け入れます。ボランティアを対象とした意見交換会を行います。また、施設（事業所）が持っている専門的な知識・技術について、地域の要請に応じ、研修会などに施設職員を派遣します。

（1）ふれあい訪問

施設（事業所）を訪問する地元保育園や幼稚園児、小学校・中学校・高等学校の児童生徒との交流を行います。また、地域の市民センターのコーラスや演芸・演奏グループ等のボランティアとの交流も行います。

（2）施設（事業所）行事

夏祭りや日帰り旅行、買い物外出などには、多くのボランティアの協力が必要です。施設（事業所）行事には、地域の人達を招待し、その繋がりの中で、ボランティアの協力を要請します。

（3）廿らっプラチナボランティア

廿日市市が実施している、地域の高齢者ボランティア活動の受入を行います。

（4）ボランティアの育成

社会福祉協議会と協力し、ボランティアの育成を図ります。

10 施設整備

施設設備は、経年とともに老朽化・劣化します。緊急度の高い順に施設改修（修繕）や設備の更新を行います。本年度の主な施設改修（修繕）・設備の更新計画は、次のとおりです。

○施設改修（修繕）

・照明LED化工事 [さいき] 特養ダイルーム・居室 700,000円

・照明LED化工事〔ゆうわ〕居室	300,000円
・天井埋込式換気扇〔さいき〕	300,000円
・湧水排水ポンプ取替工事〔さいき〕	800,000円
・止水栓〔さいき〕(2箇所)	1,000,000円
・居室フローリング改修〔養護4部屋〕	352,000円

○設備更新

・介護ソフト及び機器(法人全体)年間(リース5年契約)	7,000,000円
・自家発電蓄電池交換〔ゆうわ〕	220,000円
・エレベーター巻上ロープ及び付属機器交換〔ゆうわ〕	910,800円
・エレベーターバッテリー交換〔四季が丘〕	110,000円

年間行事予定（利用者関係）

① さいきせせらぎ園・よしわせせらぎ園

開催月	全 体	特養・短期	養護・ケア	さいき デイサービス	よしわ デイサービス
4月	花見		花見		春の外出
5月	端午の節句	春の外出	健康診断		
6月	土砂災害訓練	家族会			
7月	七夕の会 バーベキュー 火災訓練(昼)	七夕の会	個別外出支援		
8月	夏祭り お盆	夏の外出		夏祭り	夏祭り
9月	敬老会 敬老文化祭 お彼岸 地震災害訓練				秋の外出
10月	秋祭り 運動会 ハーモニーフェスタ	秋の外出 ハーモニーフェスタ	七夕の会	運動会	運動会
11月	市文化祭 花壇植栽 すき焼きの会 火災訓練 (夜間)	家族会	健康診断		
12月	夜間避難訓練 門松作り 餅つき	クリスマス会 正月準備 餅つき	クリスマス会 餅つき	クリスマス会	クリスマス会
1月	とんど 鏡開き	正月会	正月会		
2月	節分	節分の会	節分の会		
3月	ひな祭り 避難訓練 お彼岸 火災訓練(昼)				

② ゆうわせせらぎ園

開催月	全 体	グループホーム	ショートステイ	デイサービス
4月		花見の外出	花見	
5月		れんげ祭り参加 春の茶会	春の茶会	春の茶会
6月	土砂災害訓練	初夏の外出 花壇植栽 地域清掃作業		
7月	地域作品展&介護相談会 火災訓練（夜間）	そうめん流し 夏祭り 家族会	そうめん流し 夏祭り	そうめん流し 夏祭り
8月	お盆供養	岩組夏祭り		
9月	敬老会 敬老文化祭 地震避難・非常食訓練	敬老会 敬老祝賀会	敬老祝賀会	敬老祝賀会
10月	ハーモニーフェスタ作品展 秋祭り（神楽）	運動会 友和小学校運動会 にぎり鮎実演会	運動会 にぎり鮎実演会	運動会
11月	文化祭作品展出品 火災訓練（夜間）	秋の外出 すき焼きの会 花壇植栽	すき焼きの会	
12月	正月準備 生花	クリスマス・忘年会 家族会 餅つき	クリスマス・忘年会 餅つき	忘年会
1月	新春コンサート 岩組獅子舞訪問	新年祝賀会 おでんの会 岩組とんど祭り	新年祝賀会 おでんの会	新年会
2月	節分	節分祭	節分祭	節分祭
3月	ひな祭り ボランティア総会 火災訓練（昼）			

③ 四季が丘せせらぎ園

開催月	全体及び地域行事	特別養護老人ホーム	短期入所生活介護事業所
4月	小中入学式	花見	花見
5月	土砂災害訓練 小学校運動会	端午の節句 入所者健診	端午の節句
6月	中学校体育祭		
7月	四季が丘夏祭り 火災避難訓練 四季が丘市民センター作品展示	夏祭り参加 家族会	夏祭り参加
8月	中学生職場体験		
9月	地震避難・非常食訓練 火災避難訓練 地域避難体験	敬老会	敬老会
10月	四季が丘市民センターまつり		
11月	火災避難訓練	すき焼きの会	すき焼きの会
12月	餅つき	クリスマス会	クリスマス会
1月	とんど 火災避難訓練	正月会	正月会
2月		節分の会	節分の会
3月	小中卒業証書授与式	ひな祭り	ひな祭り
毎月の 行事	誕生日会 買物外出、ふれあい訪問受入れ（感染時期は中止） 施設周辺清掃活動（4月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、2月、3月）		

令和3年度 給食年間計画

○印:行事食 △印:イベント食 □印:酒類オプション 提供時間:①12:00~②17:30~

月	日	曜日	行事	行事食の内容	手作りおやつ&委員会
4	⑦ 20	水 火	お花見 誕生会	花見膳(桜寿司 or 寿司粥・桜吸物) 祝膳(海の幸寿司 or 寿司粥)	4/9 さくら餅
5	⑤ ⑨ 18	水 日 火	端午の節句 母の日 誕生会	ちらし寿司 祝膳(赤飯 カーネーション) 祝膳(巻き寿司 or 寿司粥)	
6	15 20	火 日	誕生会 父の日	祝膳(角寿司 or 寿司粥) 祝膳(うなぎ丼)	
7	⑦ 20 28	水 火 水	七夕 誕生会 土用の丑の日	七夕膳(そうめん) バーベキュー うなぎ料理	7/7 セタプティング
8	2~7 14 24	土 火	夏祭り お盆 誕生会	売店(梅ジュース等) 供養膳 祝膳(海の幸寿司 or 寿司粥)	
9	20 21 23	月 火 木	敬老週間 敬老会 誕生会 十五夜 お彼岸	豆むすび 祝膳(角寿司&赤飯 or 寿司粥 他) 祝膳(ちらし寿司 or 寿司粥) 月見膳(団子汁・里芋料理他) おはぎ	
10	6or13 10 20	水 日 水	運動会(養・ゆ・四) 秋祭り 誕生会	スポーツ膳 豊作膳 佐北料飲組合による「にぎり寿司の実演」	10/8 スイートポテト
11	23	火	誕生会	すき焼き鍋料理、個別対応の鍋料理	
12	21or24 22 28 30 31	水 火 木 金	誕生会クリスマス 冬至 もちつき 正月準備 おおみそか	祝膳(鶏足料理・ちらし寿司 or 寿司粥) 南瓜・柚子料理 ぜんざい(入園者ともちつき) 「祝箸袋&迎春アレンジ花」作り 鏡餅お供 年越しそば、	
1	1 7 11 15 18	土 金 火 土 火	新年会 七草 鏡開き・とんど焼 小正月 おたんや 誕生会	おせち料理、元旦一雑煮 七草がゆ 甘酒、鏡餅(きなこ餅) 小豆粥 煮ごめ 祝膳(海の幸寿司 or 寿司粥)	
2	③ 15	木 火	節分 誕生会	巻き寿司 or 寿司粥・鰯料理豆まき 祝膳(手作りにぎり寿司 or 寿司粥)	2/11 ぜんざい
3	③ 15 21	木 火 土	ひな祭り 誕生会 お彼岸	ちらし寿司 or 寿司粥 祝膳(海の幸寿司 or 寿司粥) ぼたもち	

【食事スタイル】

- ① 施設別・ADL別食事配膳 養護・ケアハウス・特養・デイサービス ～ 温冷配膳車
- ② 「魚と肉の選択食」・・・週一回
- ③ 「パン食の選択食」・・・週三回 「ご飯orお粥orパンorパン粥」 お楽しみパン食 毎月第二週木曜日
- ④ 月二回昼食・・・サンドイッチパートⅠ・Ⅱ・Ⅲ,フレンチトースト,フィッシュバーガー,ハンバーガー
- ⑤ 月一回昼食・・・お楽しみ寿司デー
- ⑥ 「食事意見箱」等の利用者のリクエストメニューを献立に反映する。

【ゆうわせせらぎ園】

- ① 毎月1回、各ユニットのホットプレートで「お好み焼き」「フレンチトースト」を焼き、熱々を提供。

【四季が丘せらぎ園】

- ①各ユニット～ 温冷カート ADL別食事配膳